

東京医療保健大学図書館長選考規程

(趣旨)

第1条 この規程は、東京医療保健大学学則第52条の6及び東京医療保健大学図書館運営規程第4条に定める図書館長の選考に関し必要な事項を定める。

(選考)

第2条 図書館長候補者の選考は、大学経営会議が行う。
2 理事長は、前項の議に基づき、図書館長を任命する。

(選考の事由)

第3条 図書館長候補者の選考は、次の各号のいずれかに該当する場合に行う。
(1) 図書館長の任期が満了するとき。
(2) 図書館長が辞任を申し出たとき。
(3) 図書館長が欠員となったとき。
(4) 図書館長が解任されたとき。

(図書館長候補者の資格)

第4条 図書館長候補者となることができる者は、本学の教授とする。

(図書館長の任期)

第5条 図書館長の任期は2年とし、再任を妨げない。

(図書館長の解任)

第6条 第3条第4号に規定する図書館長の解任は、図書館長が次のいずれかに該当する場合、理事長は大学経営会議の議を経て図書館長を解任することができる。
(1) 心身の故障のため、職務の遂行に耐えられないと認めるとき。
(2) 職務上の義務違反がある場合、引き続き当該業務を行わせることが適当でないと認めるとき。

(その他)

第7条 この規程に定めるほか、必要な事項については大学経営会議の議を経て定める。

附 則

1. この規程は、平成23年7月20日から施行する。
2. この規程の施行日の前日において図書館長である者については、この規程により選考されたものとみなすが、第5条（図書館長の任期）の規定は適用しないこととする。
3. この規程の施行に伴い、最初に任命される図書館長の任期については、第5条（図書館長の任期）の規定に関わらず、平成25年3月31日までとする。

附 則

1. この規程は、平成30年4月1日から施行する。